

中原区役所で

AEDを貸出します

(自動体外式除細動器)



中原区内の町内会・自治会等の地域で活動する団体がイベント等を実施する際に、安心して活動ができるようAEDの貸出しを行います。

【貸出の対象】

- ・ 中原区内の町内会・自治会等の地域で活動する団体
- ・ AEDの使用に関する講習を受講している者を配置する団体

※個人での御利用は受け付けておりません。

【代表者の条件】

- ・ 中原区内に在住又は在勤で、年齢が満18歳以上

【貸出までの流れ】

- ① AED貸出団体登録（登録申請書の提出⇒団体登録証の交付）
- ② AED貸出利用申請（貸出団体登録証の提示、貸出申請書等の提出）
- ③ AED貸出
- ④ AED返却（AED使用報告書の提出）

【注意事項】

- ・貸出台数は1行事につき1台です。
- ・貸出期間は最長7日間です。行事終了後に速やかにご返却ください。
- ・中原区役所地域振興課主催のイベント等他行事でも使用しますので、日程調整をさせていただく場合があります。

（ご希望の日程で利用できない場合があります。）

【お問い合わせ先】

中原区役所まちづくり推進部地域振興課（中原区役所4階④番窓口）
TEL：044－744－3138

※詳細は貸出事業要綱をご確認ください。